

2005年10月 No.454

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

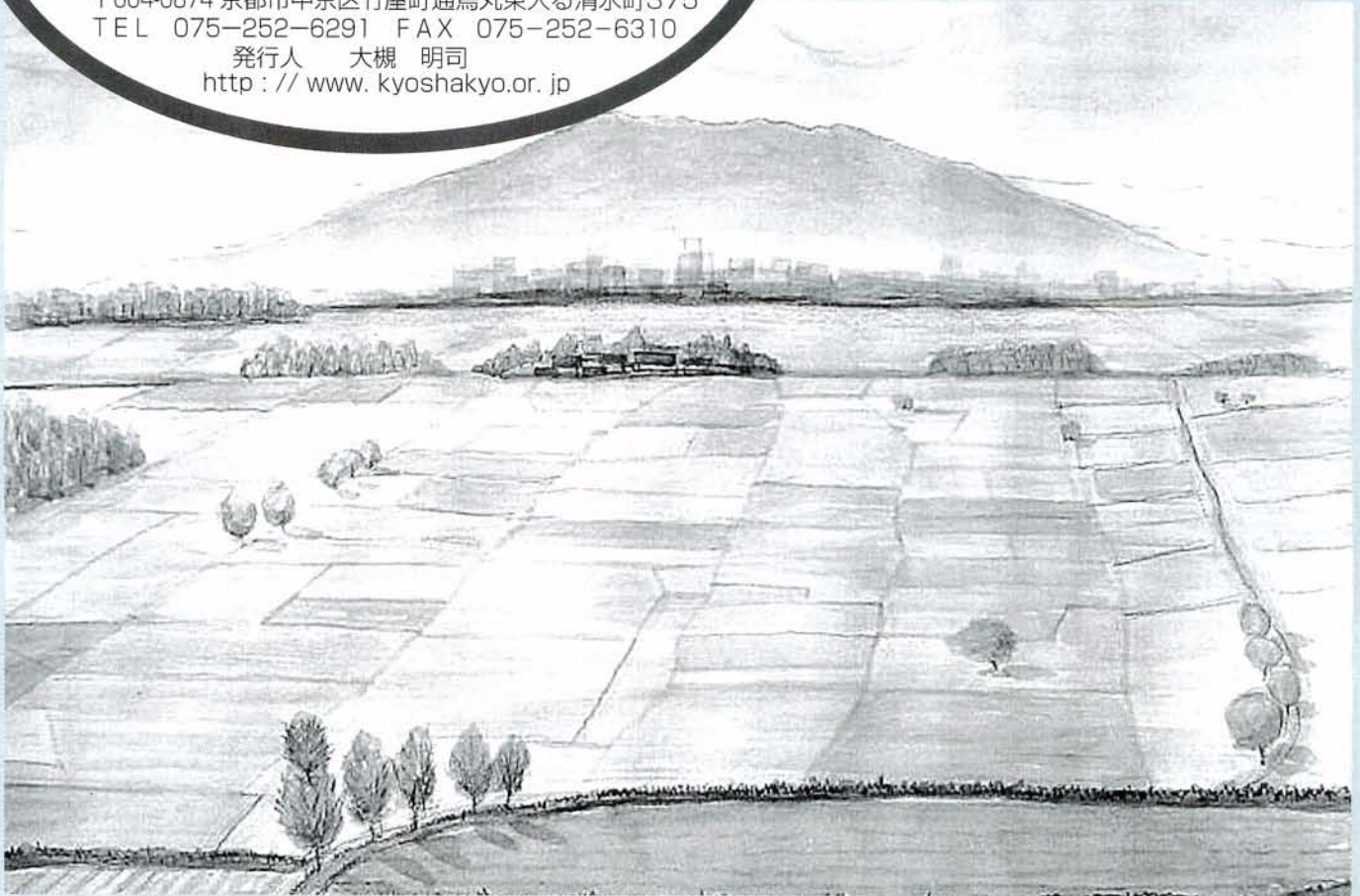
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 大槻 明司

http://www.kyoshakyo.or.jp

主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…京都授産振興センター設立10周年
- 3面…第59回赤い羽根共同募金運動始まる
- 4面…シリーズ 生活福祉資金貸付制度Vol.1
- 6面…ぶらっとホーム
京都フォレストガイドサービス
代表 北村欣也さん



亀岡／千歳

もえくさ

芸術の秋を迎え、自宅に案内状が届く。「こんなことをやっています。覗いてください」と添え書きも付いている。街の画廊や会館などで作品を展示されているのである。▼絵、書、陶芸、能面彫りなど、多岐に渡っている。当人が会場にいる日に合わせて、できるだけ行くようにしている。先日、陶芸に挑戦している友人の会場をのぞいた。「釉薬(ゆうやく)をかけて、焼きあがった作品を見たとき、あの土の塊まりが、このように変身するものか?と感動した」

「人間国宝の作品と比べて、遜色ない」「仕事を辞めてからの新世界、もう病み付きです」と手放し状態。子ども目のように輝いて話し掛けてくる。誰にでもこのようにはなしかけているのだろうか?▼私は五十歳に突入した頃、定年後の生き方として、三分の二は自分の健康と趣味のため、三分の一は家族や世話になった人のために、残りの三分の一はボランティア活動を、そして、それぞれの分野を充実させるため、今日から少しずつ準備を...と考えていたが、光陰矢のごとく、何も手付かず。やや諦め気味の毎日を過ごしていたが、ここにきて、陶芸家の友人の元気が乗り移ったようだ。▼確かに、今日という日は、私が一番歳をとっている日である。今日ほど歳をとったのは、生れて初めてである。待てよ。でも同じ今日という日も、前方を見れば、今が一番若い。来年にはと今より、二つ歳をとる。五年経つと今より五つ歳をとる。今日が一番若いのだ。よし、元氣の出る方の物差しを採用してみよう。▼人は幾つになっても新しいことを知り、できなかつたことが、できるよつになることが楽しいのではないだろうか。そしてその動きを通して、人の輪も広がっていく。▼日本人の平均寿命は、間もなく九十歳を超えたとはいわれている。これからの時代は「もう終わり」とか「このあたりで止めておこう」など考えるのではなく、いつからでも新しい何かを始めていく気持ちと、始動が大切である。きつと心躍る喜びが待っているに違いない。▼皆様は、一番若い今日、何に挑戦しますか?私の一番若い今日、「点字器どこへやったかな?」「ハートピア京都地下でボランティアハンドブックもらって帰る?」「絵の具も買わなければ」「中退した駅前留学復学するか」「今日は早く帰って、包丁握ってみようかな」...

京都授産振興センター設立10周年



京都授産振興センター十周年を迎えて

京都授産振興センター 会長 西村 直

府内各地に広がってきた通所授産施設や共同作業所をはじめ授産

施設の自主製品の売り上げが増し、収益が上がることで障害のある人たちの自己実現と社会参加を促進していくことをめざし、全国でも例を見ない支援をいただいた京都府、京都市をはじめ関係団体の協力と共同の着実な十年でもあったと実感しております。

このほど京都授産振興センターが設立十周年を迎えました。同センターは、京都府における授産事業の組織化を通じて、その振興を図ることにより、設立・運営の安定化と障害のある方の福祉の向上に寄与することを目的に平成七年四月一日に発足しました。平成九年九月十一日には、京都駅ビル九階に常設店「ハートプラザKYOTO」を開設しました。以後、「ぶらり嵐山」の常設店舗、「ハートピア京都」「ひと・まち交流館京都」で喫茶ふれあいサロンの開設等、障害のある方の社会参加や自立を促進するため、授産製品の商品価値の向上や販路拡大、新製品の開発、製作技術の向上など

を図る拠点として発展を続けてきました。

七月二十八日に行なわれた設立十周年を祝う記念式典では、授産製品の販売に協力した団体や企業への感謝状の贈呈や記念講演等が行なわれました。また、当日は京都駅ビル南北通路において「福祉フェスタ」も同時開催。真夏の日差しのもとでは、障害のある方による「さをり織り」「刺繍」等の実演も行なわれ、京都駅を訪れる多くの方々が足を止め、製品を手にとり、見入っていました。設立十周年を記念して、京都授産振興センターより寄稿していただきました。

す。

当センターは、平成九年に、京都駅ビル内に常設店「ハートプラザ京都」を開設したことを皮切りに、十三年には「ぶらり嵐山」館内に二店舗目の常設店を開設、同年「ハートピア京都」内に、平成十五年度からは、「ひと・まち交流館京都」内に喫茶ふれあいコーナーを開設しました。また、今年度からは、清掃業務研修をスタートするなど、授産製品の開発、改善、販売促進に加え、障害のある人たち自らが就労経験を通して社会参加をしていく場づくりなど着実に前進してまいりました。八十六会員で設立した会員も現在百五十会員になり、千八百種類にもおよぶ手作りの製品が展示販売されております。この事業は何よりも障害のある人たちの働く意欲や生きる喜びを育みました。そしてこの事業は、商品を通じた共感と理解を広げることにつながりました。さらにこの事業は、「より良い物をつくる」現場職員の意識改革を起しました。これらの新しい「育み」の過程で、福祉と企業など異業種間のつながりと種別の違う障害者関係団体同士を結びつける貴重

な結びつきを育てました。

しかし一方、この間、障害者福祉施策の大幅な改革がすすめられており、授産事業をめぐる環境が大きく変わろうとしております。そのような状況の中で、この授産事業振興の活動と当センターの機能は今までも増して重要な役割を要請されているように思っています。

初代四條昌彦会長、森昇前会長様を柱に今日までの十年間の貴重な着実な歩みを確かな礎にして、歴史の要請に応えるまた新しい十年が築いていけるよう、なによりも障害のある人たちの自立や社会参加がいつそう進むよう当センターもその一端を担ってまいりたいと決意を新たにしているところです。皆さま方の一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

ハートプラザKYOTO (京都授産振興センター)

〒600-8216 京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町
京都駅ビル9階

センター事務局 tel:075-342-0050

fax:075-342-0052

店 舗 tel:075-342-0051

◆営業時間 10:00~18:30

◆定休日 毎週火曜日、年末年始

ホームページ <http://www.bell.ne.jp/ksplaza>

あなたの募金が、
あなたのまちの福祉を支えています。



赤い羽根共同募金に、ご協力をお願いいたします。



赤い羽根携帯サイトOPEN!! <http://m.akaihane.or.jp>
www.akaihane.or.jp
10月1日・12月31日

今年はNHK大河ドラマ「義経」ヒロイン 静御前役で活躍の女優石原さとみさんがポスターのモデルです。

第59回赤い羽根共同募金運動始まる

(10月1日▼12月31日)

「地域の福祉、みんなで参加」をスローガンに、今年も十月一日から「赤い羽根共同募金運動」が全国一斉に始まりました。新しい時代に対応した社会福祉改革が推進される中、社会福祉法に示された目的、役割、方向性など募金運動の新しいあり方にそって、第五十九回目の共同募金が展開されます。府民一人ひとりが地域において、その人らしい生活を安心して送るために役立てられます。「幸せ」と「豊さ」をわかちあえる福祉の充実のために、今年もみなさまのご理解と、一層のご協力をお願いいたします。昨年度は、台風二十三号の水害に際し、救援活動資金として、非常に大きな貢献をいただきました。

○平成16年度 募金配分結果

23号台風災害支援に役立てられました！

大江町社会福祉協議会に車両を購入



浸水により車両を損失し移動するの一手が足りたが、多くはたいへん助かっています。

八雲・岡田・永福保育園(舞鶴市)に遊具購入や施設の修繕



浸水した園庭や園舎も今ではすっかりきれいに、子供達も新しいフルで大はしゃぎしています。



ご存知ですか?赤い羽根募金の使いみち

共同募金への寄付金は、日本全国のおよそ九万件の社会福祉活動や草の根のボランティア活動のために役立てられています。「赤い羽根データベースはねっと」では、共同募金の使いみちを全国の市町村ごとに紹介しています。お住まいの地域で、共同募金がどのように生かされているか、はねっとをご覧ください。

■赤い羽根データベース「はねっと」ホームページアドレス

<http://www.akaihane.or.jp>

赤い羽根は、「助け合い」「思いやり」「しあわせ」のシンボルです。

児童・青少年福祉活動費(子育て支援) 28,526,787円

高齢者福祉活動支援費(交流会、介護用品等援助、クリーニングサービス等) 64,474,302円

障害児・者福祉活動支援費 15,011,939円

共同募金運動の特別資料製作費 8,232,441円



○平成17年度 募金目標額

平成17年度の京都府全域の募金額は、294,450,000円です。

| 支会名 | 目標額(円) | 支会名 | 目標額(円) | 支会名 | 目標額(円) |
|-----|------------|-----|------------|-----|-------------|
| 北 | 21,000,000 | 福知山 | 10,252,000 | 乙訓 | 11,203,000 |
| 上京 | 12,628,000 | 舞鶴 | 13,002,000 | 久世 | 2,825,000 |
| 左京 | 16,316,000 | 綾部 | 6,958,000 | 綴喜 | 2,300,000 |
| 中京 | 15,351,000 | 宇治 | 15,585,000 | 相楽 | 10,904,000 |
| 東山 | 7,086,000 | 宮津 | 3,185,000 | 北桑田 | 1,409,000 |
| 山科 | 13,419,000 | 宮岡 | 9,449,000 | 船井 | 9,410,000 |
| 下京 | 11,547,000 | 亀岡 | 9,449,000 | 天田 | 2,346,000 |
| 南 | 11,195,000 | 城陽 | 8,308,000 | 与謝 | 4,711,000 |
| 右京 | 21,447,000 | 八幡 | 4,225,000 | | |
| 西京 | 13,500,000 | 京田辺 | 5,539,000 | | |
| 伏見 | 19,930,000 | 京丹後 | 9,420,000 | | |
| | | | | 総計 | 294,450,000 |

赤い羽根携帯サイト OPEN!! <http://m.akaihane.or.jp>

開設期間9月1日から12月31日

支援が必要 ケースより～

生活福祉資金は民生委員による自主的な活動の中で、低所得者世帯に対する自立援助を目的として、昭和30年世帯更生資金として制度化されました。現在、長引く不況の影響などにより低所得者の生活はますます厳しいものとなってきています。現在、生活福祉資金は多様化する世帯の状況に合わせて、離職した世帯の生活費としての貸付である離職者支援資金、高齢者に対して土地・家屋を担保にした生活資金の貸付を行う長期生活支援資金と資金種類も増え、低所得者世帯に対して、一定重要な役割を果たしています。

今回は離職者支援資金の償還相談の中から具体的な事例をあげつつ、低所得者の現状とその課題について考えます。

【就労不安定なケース】

夫（40歳） 妻（37歳） 娘（16歳）

Aさんは、土木業を自営していましたが、取引先の倒産により工事受注が大幅に減少したことをきっかけに廃業に追い込まれてしまいました。一家の収入は妻のパート勤務での月6万円のみになったことから、新たに職を見つけるまでの期間について離職者支援資金を借り入れることにしました。月額20万円の借入金は、住宅ローン月12万円と娘の学費支払にあてる等、家族の生活を支える資金として利用しました。

貸付期間終了後にAさんは新たな土木建築業に就職が決まりました。就職して3ヶ月ほどの期間は仕事も順調でA月に20万円近くの収入を得ていました。しかし、徐々に仕事が減っていき、Aさんの収入は月平均7万円まで落ち込むようになりました。③そのうえ、Aさんは腰痛がひどくなり、医者よりヘルニアと診断されました。生活費の不足の上に、治療費が高み、その補填としてのカードローンを充てています。引き続き厳しい状況のため、返済に関しては償還猶予申請をするなど生活を立て直すための相談をしています。

※1) 償還猶予申請：償還期間に入り返済が困難な場合、最長1年間、猶予申請を行うことが可能。

㉑不安定な就労状態

離職者支援資金の借入申請者は、資金借入以前から不安定な就労環境におかれていることがしばしばです。Aさんのような自営業廃業だけでなく、雇用主の事業不振によるリストラ、給与の未払いなどがあります。また、再就職しても、労働環境が厳しく過労により精神的な病気を患ったり、賃金不払いとして労働基準監督署に訴えたという話、また、歩合制で基本給が少額であったり、さらにはノルマを達成できない場合には給料より天引きされる会社もあると聞きます。安心して働き、その分の報酬として生活可能な収入を受け取るという基本的な労働環境を得ることが難しい状況がうかがえます。

㉒ 疾病

相談を受ける中で何らかの病気を抱えた借受人は少なくありません。事例のAさんのようなヘルニアや糖尿病、心臓疾患、喘息、臓器機能障害など一旦病気になっても、医療費の支払が負担になるため、早期にまたは完治するまで治療できないという話は多数聞かれます。また、中には健康保険料を支払えないことから全く医療を受けることができない方もいます。平成15年に医療費の自己負担率が増えましたが、このことが低所得者世帯にとって病気治療を妨げる一つの要因であると考えられます。

また、難病指定外の病を患ったある借受人は、医療費が高額になるため、治療に専念したいが金銭的な工面ができ

離職者支援資金制度とは…

離職者支援資金は、失業により生計の維持が困難になった世帯に対して、再就職までの間について資金を貸付することによって失業者世帯の自立を支援することを目的とし、生活福祉資金の中の一つとして、京都では平成14年3月から制度が開始された。単身世帯については最大貸付月額10万円、複数世帯では20万円で最長1年間貸付を受けることができる。据置期間は6ヶ月で、償還期間は7年間。貸付利率3%、複数世帯で1年間借りた場合(月20万×12ヶ月=240万円)、償還月額は31,600円。

京都では平成16年度204件の貸付決定しており、貸付決定額は273,550,000円。償還率は、かなり低いレベルにとどまっている。

ず、治療費を稼ごうにも病のため、仕事ができないといった板挟みの状況におかれていました。また、うつ病やパニック障害など精神的な病気に悩む人も見られます。これらは、本人自身の持病という要素だけでなく、就労環境をはじめとして低所得ということから生まれるストレス、食生活の悪化、家庭問題などの様々な問題が複雑に絡んだ中での発症という可能性もあるのではないかと感じます。

失業・疾病・家庭崩壊など包括的 ～離職者支援資金の償還相談

【父子家庭のケース】

父（33歳） 息子（10歳）

Bさんは小学生の子どもを抱える父子家庭。離職者支援資金借入後に営業職に就職しましたが、売上が低く、やむなく退職しました。アルバイトをするも、子育てのため就労時間が限られ、月収は8万円ほどしかない状況が続きました。生活費の不足分は父親の年金や^㉑カードローンで補填してなんとかやり繰りをしていました。このため、本資金の償還については1年間の猶予申請をしました。

^㉒学童保育の申請をしましたが、低学年優先とのことで利用できず、親戚も高齢で、仕事を終えて帰ってくるまでの子どもの行き場がなく困っていました。そんな時、世帯の状況を知った担任の先生が「居残り勉強」という形で子どもの面倒を見てくれることになりました。その後Bさんはアルバイト先での働きが認められ、正規社員になることができました。雇用主との相談の結果、土日に休みを取れるよう子育てに配慮した勤務体制にて就労しています。本資金の償還は計画通り順調に行なわれています。

㉑ 繰り返される借金

離職や廃業したことによる収入の不足から、消費者金融やカードローンで生活費をまかなうケースも多くみられます。毎日CMで流れる金融機関の宣伝や無人自動契約機は身近な存在であり、またキャッシング機能のついたショッピングカードは、「借金」という意識が薄いため簡単に利用できます。このような借りやすさをきっかけとして、1社の借金では間に合わなくなり、何社からも借金をし、その返済をまた他社の借金にて返済を繰り返すいわゆる「自転車操業状態」に陥ります。また、そのような方に対して「即日融資」のダイレクトメールなどを送付して、日々返済におわれる多重債務者の心理を狙い、悪質な貸付を行うとする「ヤミ金」があると聞きます。

㉒ 自己破産について

多重債務者は自己破産申請をおこない免責を受けることで、これまでの借金について、支払が免除されます。しかしながら、それだけで生活の立て直しが可能になるわけではありません。破産後も、収入面での安定を基本として、家計の管理や生活全般にわたる幅広い相談支援を継続的に行っていくことが必要とされますが、その受け皿がほとんどないのが実情です。これまでの生活サイクルから抜け出せず、再び借金に頼る生活が繰り返されることも懸念され

ます。これを防ぐためにも家計診断や助言、さらには社会資源の有効な活用方法を指導援助できるシステム作りが重要な課題です。

また、多重債務防止策として、債務についての知識を、中学生や高校生に対して教えていくことも求められます。

㉓ 家族の崩壊と母子・父子家庭の生活困難

借受人世帯は母子・父子家庭や単身世帯も多く見受けられます。収入の不安定がきっかけでドメスティック・バイオレンス（DV）や離婚に追い込まれるケースもあり、借受人世帯の厳しい状況が家族の崩壊につながっていることがうかがえます。また、母子家庭と比較して、一般的に父子世帯においては経済的に安定しているといわれているため、児童扶養手当などの支援がありませんが、中には困窮している父子世帯もあり、制度の狭間におかれている世帯の苦しさを訴えられることもあります。

また、子育ての問題において、この事例では担任教員や、また、雇用主の勤務形態での配慮も世帯にとって大きな支援であったといえます。低所得者世帯の抱える問題は複雑なことから、地域社会から孤立しやすい傾向にあります。相談できる人の存在があることが安心・安定した生活につながるものであり、近所や地域間での声のかけやすいまちづくりが求められます。

【年金生活の夫婦】

夫（60歳） 妻（59歳）

Cさんは、長年、パン製造に従事、リストラにより退職に至りました。その後は離職者支援資金を借り入れながら、ハローワークや求人誌にて職を探しましたが、^⑤60歳という年齢から就職が難しく、Cさんの年金月10万円と妻のパート収入にて生活と本資金の返済を続けていました。^⑥さらには娘が離婚により母子家庭となったことから、娘に対する生活費の支援もあり、世帯の生活はギリギリの状況でした。ところが、妻が腰痛のためパートを辞めたために、返済金の捻出が困難となり今後の償還について相談をすることとしました。

相談の結果、妻が年金受給年齢に達する半年後までの期間、猶予申請をおこない、その後は計画通りの返済を続けています。

⑤ 不十分な年金

年金受給者であっても年金額が少額のため生活できず、働かざるを得ないケースがあります。しかしながら、就職先が決まらず、さらに生活保護申請については健康で働くことが可能であるという判断から受給することができない場合があります。このため、離職者支援資金を借り入れている世帯も少なからず見られます。また、事例のように生活費などの捻出に困った場合、（独）福祉医療機構で年金を担保にしてさらに借金をする方もいます。

特に、このような世帯の場合、借り入れることによって一旦は生活が保たれるものの、その後の就職先は見つからず本資金の返済も課せられることから、借り入れ時よりも「マイナス」の状態になるため、必ずしも本資金が貸付金として世帯の自立援助に有効にはたらいっていると言いき難い実情があります。公的な年金制度の充実が求められます。

⑥ 自身だけで生活困難な若い単身世帯

働き盛りと言われる30～40歳代の人の中には、自身の収入だけでは足りず親の年金から援助を受けないと生活が成り立たない方がいます。30歳代の息子がアルバイトだけで、70歳の母親の年金に頼っていたり、40歳の女性は無職で母親の年金に頼っているケースもあります。このような場合、本人が努力せず就労しないのか、厳しい雇用情勢により就労できないのか、その見極めは難しく支援の方向に迷う場合があります。

しかし、前述のように決して多くはない年金を分け合って生活している親子がいることも事実です。多様な働き方と称して、契約社員や派遣による労働は広がっているものの、決して将来を保障される雇用形態ではありません。30～40歳代の人が、新たに正規社員として雇用されるのは厳しい状況があります。いずれにしても将来このような世代によって、高齢化する世代を支えることができるのかどうか危惧されます。

まとめにかえて

～離職者支援資金貸付制度の充実を求めて～

「貸付による失業者世帯の自立を支援する」という運用目的から考えても、離職者支援資金貸付制度は、低所得者世帯に対して多重債務に陥ることを防ぐなど重要な役割を果たす制度として活用できると考えられます。にもかかわらず、制度立ち上げの経過上、貸付や償還段階において市区町村社協・民生委員によるかかわりがうすく、生活福祉資金と比べても不十分な制度体系です。このことは本資金の特徴である金銭面での援助だけではない自立に向けた具体的支援が弱くなることを意味します。つまり「生活支援付き」貸付金としての役割を十分に果たしているとは言いがたい状況があるのです。

昨年より新聞でも取り上げられて全国的に問題となった不正申請は、このような福祉制度での意味合い部分が脆弱にしか機能していないことが一因としてあると考えられます。資金の有用な活用のためには、事務費の充実をはじめとした、制度体系の見直しを改めて求めていく必要があります。

また、事例にあるように世帯は離職を背景とした複雑にからみあった問題によって解決が難しい状況にあり、包括的な支援を必要としています。本資金制度を充実させることだけで世帯の自立が果たせるわけではありません。社会保障制度をはじめとして家庭問題、多重債務問題などの角度からの支援の充実と連携が欠かすことのできない重要な課題です。

（文責 事務局）

ぱらっとホーム

このシリーズでは、いま、キラキラ輝いているひとを紹介しています。

京都フォレストガイドサービス
代表 北村欣也さん



北村欣也さんのプロフィール

- 昭和31年 京都市内に生まれる
母の実家である美山町に夏休みの期間など滞在
高校を卒業後、新聞配達をしながら音楽学校に通う
卒業後、ジャズ音楽家を目指す
- 昭和55年 美山の住居に住みはじめる
職を山林労務とする
- 平成2年 美山町自然文化村に就職
年間約3,000人をガイドウォークにて案内する
- 平成16年5月退職
京都フォレストガイドサービス設立代表となる

連絡先 〒601-0754 北桑田郡美山町和泉
TEL & FAX 0771-75-1578
京都フォレストガイドサービス

地域のあり方を自然から学ぶ 森のガイドを通じ地域と訪問者との橋渡し

京都府美山にある「芦生の森」は由良川の源流に位置し、福井県と滋賀県に接しています。関西屈指のブナの自然林が残る森は、トチノキ・ミズナラ・ブナ・芦生杉などの大木が残ります。京都フォレストガイドサービス(以後ガイドサービス)代表北村欣也さんはそんな芦生の森に魅せられ一人でも多くの人に大自然と接してほしいと山歩きのサポートを続けています。

●ガイドサービス設立のきっかけ

北村さんは京都フォレストガイドサービス設立以前の職場である「美山町自然文化村」で年間約三千人を「芦生の森」のガイドウォークで案内してきました。訪問者に芦生の森の自然を楽しむだけでなく森と共に

に生活している美山の人々、美山の歴史や文化を知ってもらうことで、もっと深く「芦生の森」を理解してほしいと考え、その経験を生かして一念発起し、京都フォレストガイドサービス設立しました。

この立ち上げの背景には、あるエピソードがあります。

夏のある日、おばあさんが畑の草取りをしているところを、観光客が写真を撮って立ち去りました。

観光客(来訪者)は農作業に励む高齢者と田舎の風景を記念に残したいとの思いがあったのでしょうか。一方、農作業中の高齢者はこんなふうには思わなかったのでしょうか。「暑い中で一生懸命仕事をしているのに、何も声をかけず写真を撮るなんて」

●調整者として役立ちたい

北村さんは数多くのガイドをする中で、このような地元と観光客の双方の思いが食い違うことが多々あることに気付き、観光客と地域住民の双方の調整役が必要であると感じました。

そこで、「芦生の森」の案内だけでなくガイドサービスという仕事を通じて、そのでの生活や暮らしている人との出会いをきっかけとした橋渡し役として、ガイドサービスを立ち上げたのです。

来訪者は《自然はみんなのもの》《共有財産》という考えを背景として観光を楽しみたいと考えています。また一方地元では《地元に住み山を守っていく》ことを大切に思っているのです。

北村さんは「それぞれの立場や利益を一方だけでなく、具体的な案を示し、調整をしていくことで、お互いの利益が有効に働く」といいます。

●人と人との出会いを大切に

北村さんはガイドの中で、地元の人が、草を刈ったり木の枝を切ったりするなど山の管理をしたり、道路の整備をしたりする

ことに対してもっと敬意を払うべきだと思っています。決して、その労働に対してお金を払えということではなく、地元の人達が山を守っていると理解してほしいと考えているのです。

一方、地元の人へは来訪者が単に自然を汚し、破壊するだけの一過性の存在ではないということを理解してもらうことです。

観光客は地域産業や経済の発展のためにも有効な存在であるのです。

●地域の未来は過去の中にあり

北村さんのお話にはしばしば「地域を守る」という言葉がでます。北村さんにとって、地域とは何でしょうか。

「どんな地域でも長い歴史の中でつくりてきました。みんなが当たり前前に知っていたことが、世代がどんどん代わることでわからなくなってきました。書き留めて伝えていくことが必要です。現在の地域や人々の暮らしが、過去のどのような経済や文化や歴史の上にあるのか、ということを知ることとはとても大切。なぜなら、これらは今後地域がどう生きていくのかというエッセンスが含まれているから」といいます。

●今後の展望

現在、北村さんは障害者や高齢者の方に向けた「森林ガイドウォーク」を計画しています。「山は健康者だけのものではない。施設や家に閉じこもりがちな人達にこそ、森の中の光・空気を感ずるの大切なことだ」と思っています。そのための準備として高齢者や車いすでも散策できるコースの選択などハード・面ソフト面の整備に忙しい日々を送られています。

第五十四回京都府社会福祉大会を開催

〔記念講演〕 子どもを守り育てる地域社会づくりに向けて

～ストップ・ザ・児童虐待～

京都第二赤十字病院 院長 澤田淳氏が講演

八月三十一日（水）、京都府民総合交流プラザ（京都テルサ）に於いて第五十四回（平成十七年度）京都府社会福祉大会を開催しました。

当日は、京都府内（市内を含む）全域から多勢の方々にご参加いただき大盛会となりました。

第一部は、表彰式典が行われ、永年にわたり社会福祉事業に貢献された民生児童委員、社会福祉施設、団体、社会福祉協議会の役員の方々や、ボランティアとして活躍された方、また、多額のご寄付やご協力をいただいた

方々が表彰状・感謝状をお受けになりました。知事表彰では四十七名、四十二団体、府社協会長表彰・感謝は一五七名と五十七団体、府共募会長表彰・感謝は二〇名、一八八団体へ表彰状、感謝状が贈呈されました。

第二部は、記念講演として、「子どもを守り育てる地域社会づくりに向けて～ストップ・ザ・児童虐待～」というテーマで、京都第二赤十字病院院長の澤田淳氏に講演いただきました。

澤田氏は、十五年以上前から大阪を中心とした児童虐待予防協会の立ち上げに関わり、その後の「日本子どもの虐待防止研究会」発展に貢献されました。また、「子どもに笑顔、親に微笑を～架けよう！～虐待防止のためのさまざまな「架け橋」を～」をキーワードに開催された平成十五年の同研究会第九回学術集会・京都大会では実行委員長を務められました。

澤田氏は、いま起こっている児童虐待の深刻な内容と原因、どうすれば防止することができて明らかな地域社会を築くことができるのかわかりやすくお話いただきました。また、会場ロビーにおいては、先駆的なボランティア活動の紹介パネル、ボランティア情報紙の紹介・配布、障害者施設授産製品の展示・販売等を行うボランティアコーナーを設けたくさんの方で賑わいました。



京都府社会福祉協議会の福祉サービスをご利用されるみなさんへ

「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規定により、本会では福祉サービス利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えています。本会における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置しています。

1. 苦情解決責任者 ○事務局長
2. 苦情受付担当者 ○総務部長 ○福祉部長 ○福祉人材・研修センター所長 ○総務課長 ○民生課長
○地域福祉・ボランティア振興課長 ○きょうと高齢者・障害者生活支援センター所長
○人材・施設支援課長 ○研修課長 ○母子家庭等自立支援センター所長
3. 第三者委員 (1) 山岸 孝啓 (社会福祉士) (連絡先：075-693-1269)
(2) 間 哲明 (学識経験者) (連絡先：0774-22-3017)
4. 苦情解決の方法
 - (1) 苦情の受付…苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。
 - (2) 苦情受付の報告・確認…苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。
 - (3) 苦情解決のための話し合い…苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。
 - ア. 第三者委員による苦情内容の確認
 - イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
 - ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認
 - (4) 「福祉サービス運営適正化委員会」のご紹介…本会で話し合っても解決できない苦情や、事情により直接本会に言い難い場合は、「福祉サービス運営適正化委員会」でも相談を受けることができます。
(電話：075-252-2152)

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

(注) 本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。